

知多市公告 第69号

新庁舎建設工事後の事後審査方式一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、当該入札の総合評価落札方式は、価格据置型とする。

令和6年10月28日

知多市長 宮 島 壽 男

1 入札に付する事項

(1) 工事名

新庁舎建設工事（週休2日）

(2) 工事場所

知多市緑町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 工事の概要

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構整備工事一式

ア 敷地概要

敷地面積 10,300.34㎡

イ 建築概要

(ア) 庁舎

構造 鉄骨造（免震構造）

階数 地上5階建て

建築面積 2,694.53㎡

延床面積 10,794.73㎡

(イ) 屋外倉庫

構 造 鉄骨造
階 数 地上1階建て
建築面積 202.82㎡
延床面積 202.82㎡

(ウ) その他附属建築物

思いやり駐車場、公用車車庫、駐輪場、車寄せ庇

ウ その他

広場、駐車場 他

(5) 予定価格等

ア 予定価格 金8,902,300,000円

(うち消費税及び地方消費税の額金809,300,000円)

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

(6) 入札方法等

ア 入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施します。
なお、電子入札システムは、ポータルサイト（<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>）にアクセスして使用してください。

イ 入札の実施については、知多市建設工事等電子入札実施要領により行います。入札・契約に関する要領・様式等は知多市ホームページ（<https://www.city.chita.lg.jp/docs/2014060400036>）より入手してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書と併せて必ず工事費内訳書を提出してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

(7) 本工事は、令第167条の10の2第3項に定める総合評価一般競争入札を適用し、価格及び総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）による価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定します。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うことします。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とします。

(1) 単体企業及び特定JVの各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

ア 単体企業及び特定JVの全ての構成員に必要な条件

(ア) 令和6・7年度知多市入札参加資格者名簿のうち、建築一式工事に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。また、令和6・7年度の知多市入札参加資格において、認定された建築一式工事の総合点数が市内業者にあっては700点以上、市外業者にあっては1,200点以上であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 本工事の公告の日から本工事の落札決定日までの間、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領（平成31年4月1日改正）に基づく指名停止の措置、又は愛知県若しくは愛知県内の地方自治体から指名停止され、又はそれに準じる措置を受けていない者であること。

(エ) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）に規定する暴力団員等（第2条第1号に規定する暴力団又は同条2号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者）でないこと。

(オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が7,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。

(カ) この入札に参加する営業所（主たる営業所を含む。以下同じ。）を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいい、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更届出を含む。）に届け出た主たる営業所をいいます。（以下同じ。）

(キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされていなかった者とみなします。

イ 単体企業に必要な条件

(ア) 元請として、過去15年間（平成21年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する日の前日まで。以下同じ。）に、次のa及びbの工事（公共工事（国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事。以下同じ。）以外の実績も認める。）を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

なお、特定JVの構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。また、a及びbについては同建物である必要はありません。

a 延べ面積5,000平方メートル以上の鉄骨造の建築物の新築又は増築工事（増築の場合は、増築部分の面積）

また、延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の

実績であっても、延べ面積の合計は認めません。

b 基礎免震建築物の新築又は増築工事

- (イ) 建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。

配置予定の監理技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した上記(ア)に掲げる a 又は b の工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。

なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

- (ウ) 単体企業として参加申込書を提出した場合、特定JVの構成員として参加申込書を提出することはできません。

ウ 特定JVの全ての構成員に必要な条件

- (ア) 特定JVに対する出資比率は、均等割の10分の6を下回らないこと。
(イ) 本工事について、2以上の異なる特定JVの構成員でないこと。
(ウ) 特定JVとして参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体企業として参加申込書を提出することはできません。

エ 特定JVの代表者となる構成員に必要な条件

- (ア) 特定JVに対する出資比率は、構成員中最大であること。
(イ) 元請として、過去15年間に、(1)イ(ア)の参加資格施工実績があること。

なお、特定JVの構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

- (ウ) 建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。

配置予定の監理技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した(1)イ(ア)に掲げる a 又は b の工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。

なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人

の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

オ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な条件

(7) 建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する条件

ア 本工事関連業務等に関与した者

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者であってはなりません。

(7) 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

a 設計業務

梓設計株式会社

b コンストラクション・マネジメント業務

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(イ) 「当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者」とは、次のaからcまでのいずれかに該当する者です。

a 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合

(a) 親会社等（会社法（平成17年法律第87号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合。ただし、(a)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(a) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の

業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合の他、上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 入札参加希望者の関係者

本工事の入札参加を希望する者の関係者に次のいずれかに該当することがあってはなりません。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社等と子会社等の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、a については、一方の会社等が再生手続を存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正が阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合の他、上記 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 技術提案に関する事項の各課題に対して提案があること。ただし、「標準案どおり」のみの記載は提案がないものと見なします。

なお、発注者が設定した技術提案に関する事項の項目は、技術提案資料の様式に記載しているとおりに従います。

3 総合評価落札方式について

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者の技術資料に応じて付与する点数）を加え、標準点で除した数値を、入札価格を予定価格で除した数値で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

なお、本工事の総合評価落札方式における標準点は100点とし、加算点の最高点数は29点とします。詳細内容については、別記「総合評価落札方式に関する事項」によります。

4 入札関係図書等の配布方法

(1) 設計図書について

設計図書等の閲覧及び配布の電子化をしておりますので、設計図書等をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

（「ポータルサイト」→「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・知多市・検索」→「該当工事名をクリック」）

なお、設計図書等がダウンロードできない場合等は、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

〒478-8601

愛知県知多市緑町1番地

知多市役所総務部総務課新庁舎建設室

電話（0562）36-2674

メール shinchousha@city.chita.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和6年10月28日（月）から令和7年1月21日（火）午後3時まで

5 本公告、技術提案及び設計図書に対する質問及び回答

(1) 本公告、技術提案及び設計図書に対する質問は、次のとおり文書（所定の様式）を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールにより受付期間内必着で提出してください。ただし、電子メールにより提出する場合は、事務局に対し到着確認を行ってください。

ア 受付場所

4(1)アに同じ。

イ 受付期間

(ア) 本公告、技術提案に関する質問

令和6年10月29日（火）から令和6年11月18日（月）まで（休日を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(イ) 設計図書に関する質問

令和6年10月29日（火）から令和6年11月29日（金）まで（休日を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 上記の質問に関する回答は、次のとおり電子入札システムの入札情報サービス（入札公告）に掲載します。

ア 本公告及び技術提案に関する回答書の掲載日

令和6年11月25日（月）

イ 設計図書に関する回答書の掲載日

令和6年12月9日（月）

(3) 質問及び回答について、事務局窓口及び電話での対応は行いません。

6 参加申込書、誓約書及び技術資料等の提出方法

入札参加を希望する者は、参加申込書、誓約書及び技術資料（技術提案資料、加算点申告表及び加算点算出チェックリストを含む。）を電子入札システムによ

り提出しなければなりません。

なお、参加申込書、誓約書及び技術資料については、圧縮ファイル（Z I P形式）を使用して、1つの添付ファイルとして送信してください。この際、添付ファイルの大きさは1 M b以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。技術資料に添付資料がある場合には、その添付資料を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールにより提出期間内必着で1部提出してください。ただし、電子メールにより提出する場合は、事務局に対し到着確認を行ってください。提出先は4(1)アと同じです（参加申込書は、電子入札システム上で参加申込を行うことにより送信されますが、「参加申込書」という様式を添付ファイルとして提出する必要があります。）。

また、特定J Vとして参加申込をする場合は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状（以下「企業体審査申請書等」という。）を持参により1部提出してください。期限までに参加申込書、誓約書、技術資料、添付資料、企業体審査申請書等の提出をしない者は、本入札に参加することができません。

(1) 提出期間

令和6年10月29日（火）から令和6年12月10日（火）午後5時までの、電子入札システム利用可能時間。ただし、企業体審査申請書等については、提出期間内における休日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

4(1)アと同じ。

(3) その他

ア 提出書類に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、申請者に返却しません。

また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

7 入札書及び工事費内訳書の提出方法

(1) 提出日時

令和7年1月17日（金）午前9時から令和7年1月21日（火）午後3時

までの、電子入札システム利用可能時間

(2) 提出方法

電子入札システムにより必要事項を入力して、工事費内訳書を添付ファイルとして提出してください。

8 開札予定日時及び開札場所

(1) 日時

令和7年1月22日（水）午前9時（予定）

(2) 場所

知多市役所 書庫棟会議室1

9 落札者の決定方法

(1) 1(5)アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。

なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

(2) 落札候補者は、開札日から起算して3日（休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類を持参により提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

4(1)アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、申請者の負担とします。

(イ) 提出された書類は、申請者に返却しません。

また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

オ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査に当たり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点※より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目について審査した加算点から減点を行います。減点は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点です。

カ 落札候補者の入札価格が知多市低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

(3) 事後審査において入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールにより受付期間内必着で提出してください。ただし、電子メールにより提出する場合は、事務局に対し到着確認を行ってください。

理由は、説明を求められた日から10日以内に書面で回答します。

10 入札保証金

- (1) 入札参加者は、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を開札日当日の開札執行前に納付しなければなりません。
- (2) (1)の入札保証金の納付は、国債、地方債その他次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 政府の保証のある債券
 - イ 市長が確実と認めた社債
 - ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下この号において「銀行等」という。）に対する定期預金債権
 - エ 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - オ 銀行等の保証
- (3) 入札参加者が、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除します。
- ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、当該工事と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

1.1 入札の無効

- (1) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに知多市契約規則、知多市建設工事等電子入札実施要領及び知多市公共工事関係等入札者心得書において示す条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。
- なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。
- (2) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記等）がある場合には、無効とします。

1 2 契約

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 本工事は、知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年知多市条例第41号）第2条の規定に該当します。よって、開札後、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結するものとしてします。

なお、仮契約書及び本契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

1 3 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(2) 10(2)の規定は、契約保証金に代わる担保について、これを準用します。

(3) (2)に規定するもののほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができます。

(4) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除するものとしてします。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(5) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は、本契約の締結時までには付きなければなりません。

1 4 支払条件

知多市建設工事請負契約約款の規定及び知多市公共工事に係る前金払取扱要綱に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(1) 支払限度額及び出来高予定額

ア 会計年度における支払限度額

令和6年度 0円

令和7年度 2,972,697千円

令和8年度 残額

イ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和6年度 0円

令和7年度 3,302,997千円

令和8年度 残額

ウ 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができます。

(2) 前金払及び中間前金払

受注者から請求があった場合は、令第163条の規定に基づき次に掲げる金額を前金払いします。ただし、その金額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

なお、2年度目以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとします。

ア 前金払 各年度の出来高予定額の10分の4の割合

イ 中間前金払 各年度の出来高予定額の10分の2の割合

(3) 部分払

受注者は、同一の契約において中間前金払又は部分払のいずれか一方を請求することができます。ただし、債務負担行為に係る特例として、各年度末（最終年度を除く。）の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても部分払を行うことができます。

1.5 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)アに同じ。

1.6 特定の不正行為に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。

また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。

(2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止及び指名見合わせ措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者が知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に掲げる要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

(4) 本件契約の締結後、請負者が措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5) 本件契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

17 その他

(1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札してください。

(2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止又は指名見合わせを行うことがあります。

(3) 技術資料の作成説明会及び現場説明会は実施しません。

(4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格の有無

を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(5) 1(3)に記載した工期は、事情により変更することがあります。

(6) 配置予定技術者について

ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定技術者として入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち1つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く。）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を提出してください。

なお、入札書を提出した後に辞退する事由が生じた場合は、4(1)アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。

(7) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止又は指名見合わせを行うことがあります。

(8) 問い合わせ先

4(1)アに同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加業者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次の①式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \quad \dots\dots\text{①}$$

ただし、入札価格が、知多市低入札価格調査実施要領により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \div (\text{据置価格} \div \text{予定価格}) \quad \dots\dots\text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

①式、②式ともに、標準点は100点であり、加算点合計は最大29点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加業者がJVの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 技術提案に関する事項（配点14点）【課題数3】

技術提案については、確実に履行できる内容としてください。

評価項目	評価基準	加算点
【課題1】 免震建物としての施工品質 確保に配慮した施工方法について	免震建物としての施工品質確保に配慮した施工方法について、本工事における施工上の特徴を踏まえ、標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法等の記載が、具体的で工夫が見られ、かつ、履行確認ができる」場	有効な提案数により評価 5提案：5点 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点

	合に評価する。 提案数は5提案以内とする。	
【課題2】 環境対策及び安全対策について	本工事における環境対策及び安全対策について、本工事における施工上の特徴を踏まえ、標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法等の記載が、具体的、かつ、履行確認ができる」場合に評価する。 提案数は4提案以内とする。	有効な提案数により評価 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点
【課題3】 知多市内業者の活用について	知多市内業者が施工する市内業者施工見込額の総額が大きい入札参加業者について評価する。	提案された市内業者施工見込額の総額が大きい入札参加業者から順番に6段階式で評価（5点・4点・3点・2点・1点・0点）※1

※1 総額の大きさ順で6番目以降の入札参加業者の評価は0点とする。

イ 企業の技術力に関する事項（配点7点）

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成26年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3	2件以上の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	該当なし	0点
②過去3年間（令和3年4月1日から技術	81（80）点以上	2点

資料を提出する前日まで)に完了した知多市、愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※4※5 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は()書きの点とする。)	79(78)点以上 81(80)点未満	1.5点
	77(77)点以上 79(78)点未満	1点
	75(76)点以上 77(77)点未満	0.5点
	左記に該当しない	0点
	③優良工事表彰の有無(過去10年間:平成26年4月1日から技術資料を提出する前日まで)※6	2件以上の実績あり 1件の実績あり 実績なし
④中長期的な担い手(若手技術者)の確保(技術資料を提出する前日から過去2年間(24ヶ月間)まで)※7	雇用あり	1点
	雇用なし	0点
⑤ISO9001取得の有無※8	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1 企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)すべてを満たす建築物の新築又は、増築工事とします。

なお、(b)施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の(a)建物用途及び(c)建物構造を満たす建築工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

(a) 建築用途

事務所(庁舎含む)

(b) 施工規模

延べ面積10,000平方メートル以上(増築の場合は、増築部分の面積。

複合用途の場合は※1(a)に示す建築用途部分の面積。)

(c) 建物構造

基礎免震構造を採用した建築物

※2 本件入札に参加する営業所(「営業所」には主たる営業所を含む。以下同

じ。)の施工実績は、県外で行ったものも含めます。

また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事以外の実績も認めます。

なお、「地方公共団体」の取り扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙1を参照してください。(以下同じ。)

※4 知多市、愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、元請けとして施工した建築一式工事に関する工事成績評定点を対象とします。

※5 今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りです。

※6 国、地方公共団体及び特殊法人等からの表彰状において、優良工事として選定されたものを対象とし、表彰状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※7 対象は採用時29歳以下の正規社員の雇用実績とし、同一企業での再雇用は認めず、落札者決定時点で雇用が継続していることとします。また、技術者の定義として建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国交省令で定める学科)又は施工技術検定規則第5条第1項第六号、同条第2項第一号ハ、同項第二号ハ、同項第三号ハ及び同項第四号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とします。

※8 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項(配点5点)

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績(過去10年間:平成26年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了)※1※2※3※4-1※7	実績あり	1点
	実績なし	0点
②過去5年間(令和元年4月1日から技術	81(80)点以上	2点

資料を提出する前日まで)に完了した知多市、愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※3※4-2※5※6※7 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は()書きの点とする。)	79(78)点以上 81(80)点未満	1.5点
	77(77)点以上 79(78)点未満	1点
	75(76)点以上 77(77)点未満	0.5点
	左記に該当しない	0点
	③CPD実績(令和5年4月1日から技術資料を提出する前日までのうち、任意の1年間(12ヶ月間))の取得単位※7※8※9	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得
	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得	1点
	左記に該当しない	0点

※1 技術者評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)すべてを満たす建築物の新築または、増築工事とします。

なお、(b)施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の(a)建物用途及び(c)建物構造を満たす建築工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

(a) 建物用途

事務所(庁舎含む)

(b) 施工規模

延べ面積5,000平方メートル以上(増築の場合は、増築部分の面積。複合用途の場合は※1(a)に示す建築用途部分の面積。)

(c) 建物構造

基礎免震構造を採用した建築物

※2 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事以外の実績も認めます。

※3 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を求めます。

※4-1 主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての実績を求めます。

なお、工事の途中で主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

※4-2 主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての実績を求めます。

なお、工事の途中で主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。

※5 知多市、愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、元請けとして施工した建築一式工事に関する工事成績評定点を対象とします。

※6 今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りです。

※7 ①、②、③の実績は同一人のものであることとします。

なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。

また、入札公告に記載する契約金額の減額については、①から③までの加算点の合計に対して適用します。

※8 建築CPD情報提供制度によるCPD実績を対象とし、建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）が発行する証明書で確認します。

※9 1年間の推奨単位は12単位とします。

エ 地域精通度・地域貢献度（3点）

評価項目	評価基準	加算点
①地域内での企業評価対象工事の施工実績	地域内で実績あり	1点

(過去10年間：平成26年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※1 ※2※3	上記に該当しない	0点
②災害協定等の締結状況※4	前年度の4月1日以前から継続して協定締結あり	1点
	協定締結なし	0点
③愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無※5※6	登録あり	1点
	登録なし	0点

※1 知多市、東海市、大府市、半田市、常滑市、阿久比町、東浦町、武豊町、知多郡美浜町及び南知多町内を地域内とします（以下、同じ）。

※2 元請として施工した建築一式工事の工事を実績として認めます。

※3 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。

※4 災害協定等は、災害時の対応（情報収集及び復旧）に関するものの内容で、地域内市町村と締結したものです。（所属する団体等が締結したものも含む。）

協定等には次のものを含みます。

・協定、契約、覚書、登録制度、依頼

※5 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点で有効期間内であるものを評価の対象とします。

※6 落札者決定時点で、当該正規社員の雇用が継続していること又は当該常勤役員等が退任していないものに限りします。

(3) ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時、場所等については別途通知します。

(4) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、(2)の評価基準で審査して算出します。提出した書類等の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合でも書類の再提出は認められませんが、コピーミス等による

場合や、データとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。

(5) 技術提案の履行確認

ア 落札者の技術提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。ただし、内容によって実施することが好ましくない場合は、監督員との協議により履行を認めない場合があります。

イ 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合には、再度の施工をしなければなりません。ただし、再度の施工が不可能あるいは不合理であると認められる場合を除きます。

ウ 技術提案のうち特記仕様書に記載された内容が、請負者の責により不履行となった場合には、契約金額の減額を行います。契約金額の減額は、契約額 $\times [1 - \{ (100 + \text{不履行時の加算点}) \div (100 + \text{契約時の加算点}) \}]$ により算出を行います。

エ 課題3「知多市内業者の活用について」の不履行時の加算点は、契約時の課題3の加算点 $\times (\text{不履行時の市内業者施工見込額} \div \text{契約時の市内業者施工見込額})$ により算出します。

(6) 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求めることができます。

説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールにより受付期間内必着で提出してください。ただし、電子メールにより提出する場合は、事務局に対し到着確認を行ってください。理由は、説明を求める書面を受領した日から10日以内に書面で回答します。

提出先

〒478-8601

愛知県知多市緑町1番地

知多市役所総務部総務課新庁舎建設室

電話（0562）36-2674

メール shinchousha@city.chita.lg.jp

休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目						
		企業施工実績	配置予定技術者 施工経験	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・ ISO9001	配置予定技術者の 施工実績・ 工事成績・CPD	災害協定等・ 応急危険度判定士	地域内公共工事成績
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績（県外 工事も該当）を認める	該当業種工事全部を対象 とする	県内の営業所実績を認め る	制限なし	元請工事の監理技術者、 監理技術者補佐、主任技 術者又は現場代理人とし ての実績を認める ただし施工実績、工事成 績、CPDは同一人のも のとする	制限なし	県内の営業所実績を認める
	経常JV △	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱いとして対 象とする	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない
	特定JV △			出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として認める	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として対象とする	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として認める	実績として認めない		実績として認めない	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱いとして認 める
特定JV △	単体	今回入札JV代表構成員の単 体実績を認める	該当工事全部を認める	今回入札JV代表構成員 の県内の営業所実績（県 外工事も該当）を認める	今回入札JV代表構成員 の該当業種工事全部を対 象とする	今回入札JV代表構成員 の県内の実績を認める	今回入札JV代表構成員 の実績を認める	代表構成員が配置する技 術者の、元請工事におけ る監理技術者、監理技術 者補佐、主任技術者又は 現場代理人としての実績 を認める ただし施工実績、工事成 績及びCPDは同一人の ものとする	今回入札JV代表構成員 の実績を認める	今回入札JV代表構成員の県 内の営業所実績を認める
	経常JV △	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱いとして対 象とする	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない
	特定JV △			出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として認める	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として対象とする	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱い として認める	実績として認めない		実績として認めない	出資比率20%以上のもの のみ単体と同様の扱いとして認 める

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば過去実績の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」等）の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 「企業施工実績」「優良工事」について、今回入札JVと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めません。

別紙1

1 「地方公共団体」の取り扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体（一部事務組合等）も含まれます。

- (例) ・名古屋港管理組合（愛知県、名古屋市）
・愛知県競馬組合（愛知県、名古屋市、豊明市）

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意してください。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

ア 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」（「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー（前田建設工業株式会社中部支店）を含む）、「名古屋高速道路公社」等

イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

ウ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可（指定）法人等

公共（益）施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例) ・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）
・中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律）

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの。

- (例) ・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。